

ふくしまDCオープニング等企画準備事業 業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、「福島県デスティネーションキャンペーン実行委員会」（以下、「甲」という。）が「」（以下、「乙」という。）に委託する「ふくしまDCオープニング等企画準備事業」を円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務名

ふくしまDCオープニング等企画準備事業

3 委託業務の期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）

4 事業の目的

令和8年4月1日～6月30日にかけて開催する「ふくしまデスティネーションキャンペーン（以下「DC」という。）」のオープニング及びクロージング等の実施に向けて、今年度中に必要な準備を進めることを目的とする。

5 委託業務内容

（1）オープニング企画等に関すること。

DCがスタートする4月1日（水）にDC開幕を記念する「（仮称）ふくしまDC開幕キックオフミーティング」を福島市内で開催する。また、DC開幕後最初の土曜日である4月4日（土）に福島県内駅（福島駅または郡山駅）でオープニングセレモニーを開催するとともに、同日にJR上野駅で実施する予定の「ふくしま産直市」に合わせて観光キャラバンを実施する。

各オープニング企画等の実施に係る以下の業務等を行うこと。

- ・実施計画書、進行台本や図面等を作成すること。
- ・出演タレント、セレモニーの司会、進行ディレクター、音響スタッフ、出演者の調整のほか、必要な運営スタッフを確保すること。
- ・出演者の交通手段や道具の搬入・管理・搬出、音響や舞台転換等にかかる連絡調整を行い、必要な作業を行うこと。
- ・テープカットやくす玉開花、フラワーシャワーなど、DCのオープニングに相応しい演出を企画すること。
- ・その他、セレモニーの円滑な運営に必要となる手配や作業等を行うこと。

【セレモニー①】

（仮称）ふくしまDC開幕キックオフミーティング（想定）

日時：令和8年4月1日（水）PM

場所：福島市内1か所

内容：知事の意気込み 等

参加者：県内関係者等 50 名～100 名程度

【セレモニー②】

(仮称) ふくしまDC オープニングセレモニー (想定)

日時：令和 8 年 4 月 4 日 (土) AM

場所：J R 福島駅 東口駅前広場 or J R 郡山駅 西口駅前広場

内容：オープニングアトラクション

オープニング式典 (主催者挨拶、来賓挨拶等)

開幕宣言 (セレモニーを盛り上げる演出企画) 等

参加者：約 30 名～50 名程度

※雨天時の対応も検討すること。

※駅構外でのセレモニーを企画するものとし、駅構内での催しについては、J R 東日本東北本部にて企画するため、適宜 J R 東日本東北本部と調整をすること。

【セレモニー③】

(仮称) ふくしまDC 開幕観光 PR キャラバン (想定)

日時：令和 8 年 4 月 4 日 (土) PM

場所：J R 上野駅 グランドコンコース

内容：ステージショー

DC PR (ガイドブックやノベルティ等の配布)

福島県にゆかりのあるタレントによる観光 PR 等

※グランドコンコースの使用については、「ふくしま産直市」の実施主体と調整をすること。

※実施内容は県と協議すること。

(2) カウントダウンボードの制作に関すること

DC のスタートである令和 8 年 4 月 1 日に向けてカウントダウンボードを制作し、県内外主要駅にカウントダウンボードを設置・管理・撤去等迄を行う。

- ・想定設置駅：福島駅・郡山駅・新白河駅・会津若松駅・いわき駅・東京駅・上野駅 等
- ・開始日：甲の指定する日

(3) クロージングに向けた県民参加型キャンペーンについて

J R 東日本で設定を予定するクロージング特別列車等の運行に合わせ、県民が参加し、感謝や再訪の期待等の意を示す、アクションキャンペーンを実施する。

当該キャンペーンに必要な物品を制作するとともに企画の準備を行うこと。

- ・県民参加型取組の企画
- ・広告・宣伝 等

6 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるものの他、次の各号にかかげる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ア 委託業務着手届（様式第 1）
 - イ 統括責任者通知書（様式第 2）
 - ウ その他、県が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
- ア 委託業務完了届（様式第 3）
 - イ その他、県が業務の確認に必要と認める書類

7 成果品の提出

- (1) 実績報告書
- (2) その他、甲が指示するもの一式

8 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた時は、甲乙協議の上、定めることとする。
- (2) ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- (3) 詳細な回数、その他数値等については、事業の相手方の事情などにより変更する可能性があるため、必要に応じて協議することとする。
- (4) 社会情勢の変化により、本仕様書に定める委託契約内容について、実施が困難となった場合には、甲乙が協議の上、契約内容の変更を行うこととする。
- (5) 成果品一式の著作権及び所有権は、甲及び制作者と協議すること。
- (6) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙の責任、負担において一切を処理することとする。この場合、甲は係る紛争等の事実を知ったときは、乙に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を乙に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (7) 本仕様書の日程や実施内容等については、今後の J R 東日本東北本部との調整によって変更となる可能性がある。